

静岡県告示第536号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

令和7年7月18日

静岡県知事 鈴木 康 友

登録番号	13	登録年月日	平成16年8月6日					
登録検査機関の名称	三ヶ日町農業協同組合							
代表者氏名	代表理事組合長 井口 義朗							
主たる事務所の所在地	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日885番地							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
	村越 好治		玄米	K2223846				
備 考	農産物検査員の登録抹消							

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。